

「地震想定に欠陥」

元規制委島崎氏 尋問で

大飯原発差し止め控訴審

関西電力大飯原発3、4号機（おおい町）の運転差し止め訴訟控訴審の証人尋問が24日、名古屋高裁金沢支部内藤正之裁判長であった。出廷した前原子力規制委員長代理の島崎邦彦・東京大名誉教授（地震学）は、大飯原発の基準地震動（耐震設計の目安とする揺れ）が過小評価され、地震想定には欠陥があるとした上で「（再稼働に向けた）必要な審査がまだ行われていない」と指摘した。新規基準に基づく審査を指揮した元委員が、運転再開に「待った」をかける異例の展開となった。

（嶋本祥之）

名高裁金沢支部

市内で会見。「島崎氏の証言で規制委の審査がいかに不十分で、不十分なものであったかが明らかになった。裁判の場でしっかりと主張、立証を尽くし、徹底的に追及していく」と訴えた。

関西電力は「詳細な調査に基づき、震源断層の長さ、幅などを保守的に評価している。基準地震動が過小になる」とは考えられない。規制委も島崎氏の意見について何ら根拠がないとし、基準地震動を見直す必要はないと結論付けている」などとコメントを出した。

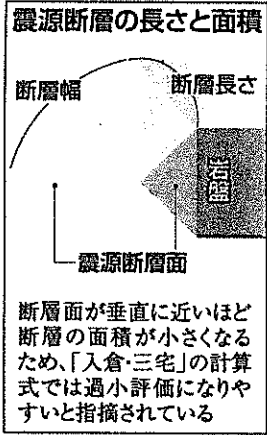
次回の第12回口頭弁論は7月5日午後2時から。第13回は11月20日と決めた。大飯3、4号機をめぐっては、一審の福井地裁（樋口英明裁判長）が14年5月、関電の地震対策に「構造的欠陥がある」として運転差し止めを命じ、関電などが控訴した。



島崎邦彦氏

脱原発弁護団全国連絡会によると、原発運転差し止め訴訟で、現職・元職を含めて規制委の委員が証人尋問に立つのは初めて。

島崎氏は、規制委が発足した2012年9月から2年間、委員長代理を務め、大飯原発の基準地震動の審査などを担当した。退任後、基準地震動を算出するのに使った計算式「入倉・三宅式」を検証し、過小評価となる可能



性があることが分かったとして昨年6月、住民側が控訴審に陳述書を提出していた。証言台に立った島崎氏は、「入倉・三宅式」を用いた関電の基準地震動の評価は「過小評価になっている。実際には起るよりも小さい揺れを予測することになる」と主張した。

昨年の熊本地震の観測記録を例に挙げ、地震が起こる前に「入倉・三宅式」で算出した地震の規模（地震モーメント）は、実際よりも過小評価になると指摘。大飯原発の基準地震動策定には「大変な欠陥がある」と批判し、現状では運転再開させるべきではないとの見解を示した。

大飯原発訴訟控訴審の閉廷後、住民側弁護団は金沢市内で記者会見し「島崎邦彦氏は自ら関わった審査が不十分だったと認め、本来なら（運転再開の）許可が出ないはずだ」と言った。最も重要な証言を得られた」と証人尋問の意義を強調した。

この日から佐藤辰弥弁護士（65）＝福井弁護士会＝に代わって弁護団長に就いた島田広弁護士（48）＝同＝は「安全神話を再構築しよう」としていた原子力ムラの人々の論拠もろくも崩れた歴史的な一日」と語った。

記者会見し「重要な証言を得た。歴史的な一日」と語る住民側弁護団ら＝24日、金沢市内

住民側「重要な証言得た」

「島崎氏はいろんな断層の余地はないのではないかと指摘した。（嶋本祥之）

